

災害救助法適用地域の 世帯の学生に対する 緊急採用・応急採用について

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。ついては、当該の災害により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する者について、緊急採用及び応急採用で該当者の申請を受け付けます。

希望者は、学生課までお問い合わせください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	適用日
【佐賀県】佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、神崎郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町	8月28日

2. 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	2019年8月以降で申込者が希望する月	2020年3月
応急採用 (第二種奨学金)	2019年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

※ 申請には、罹災（被災）証明書等が必要になります。

※ 貸与奨学金は卒業後は返済が始まります。

名桜大学 学生課
TEL：0980-51-1057